

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 12月度)

- 1 日 時 平成29年11月24日(金)
開会：午後1時00分
閉会：午後1時50分
- 2 場 所 氷見市いきいき元気館2階 栄養学習室
- 3 出席委員 14名
1番 中葉 隆 2番 道淵 登 3番 山下 壽明
4番 円戸 敏男 5番 六田 敏夫 6番 上出 義美
7番 両國 明美 8番 中嶋 知子 9番 川上 悦男
11番 山下 裕 12番 江添 良春 13番 大澤 昌弘
14番 扇谷 俊彦 15番 松村 博
推進委員
村 幸三、廣 栄和、中田 進一、中筋 芳和、坂下 正治、
開上 茂一、杉本 章、坂田 利之、清水 英行
- 4 欠席委員 1名
10番 寶住 與一
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
3名
局 長 野村 佳作
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、平成29年度12月度定例総会を開催いたします。
それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を中嶋委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長 (会長) なお、本日は寶住委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、江添委員、扇谷委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月お諮りする案件はすべて、農地中間管理機構をとおしての利用権設定となります。

整理番号—から—まで氏名—外—名の貸し手から—筆、

計—— m^2 について農地中間管理機構を通して利用権の設定を受けるもので、受け手は稲積の「農事組合法人——」となる予定です。

整理番号——から——まで氏名——外——名の貸し手から一筆、計—— m^2 について農地中間管理機構を通して利用権の設定を受けるもので、受け手は指崎の「農事組合法人——」となる予定です。

以上、合計で——筆、設定面積—— m^2 を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

それでは、一ページをご覧ください。

今回の申請件数は2件、——筆で、申請面積は—— m^2 です。

1番の申請農地は、氷見市**——番の田、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

譲受人は、長年、申請農地を借り受けて作付けしていましたが、このたび売買により取得することになったものです。

2番の申請農地は、氷見市**——番の田、他一筆、計——m²です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

申請農地の登記簿地目は田ですが、現況はご存じの方も多いと思いますが、長年耕作放棄された荒地となっています。譲受人はここを整地し、りんご、もも、ぶどう、くり、梨、サクランボなどの果樹を植栽する予定と聞いています。

以上、今回の案件はいずれも、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 他に異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきまして、説明申し上げます。
許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

この案件は、農地法第4条の規定による許可申請です。

申請人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**番、地目は登記が田、現況は宅地で、面積は——m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

この案件は違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。隣の地番については住宅としての転用許可を受けていたのですが、建築の際の測量誤りにより、許可を受けていない地番にはみだして住宅が建築されていることがわかったため、改めて申請を行うものです。

番号2、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地（氏名**）、使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、地目は登記が田、現況は荒地、申請面積は——m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号3、地区は——です。

譲受人が、氷見市**（氏名**）、譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が田、現況は畑で、面積は——m²です。

農地区分は第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行いました**委員と推進委員、事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けたいと思います。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

隣接農地のある番号1、2については、隣接農地耕作者からの同意書が添付されています。

また、3件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されています。

なお、番号1の案件については、違反転用に該当しておりますので始末書の提出をうけております。

以上、今回の案件3件は違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年11月24日

議 長

署名委員

署名委員